

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和元年8月2日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和元年8月1日（木）午前9時30分～ 本庁舎3階会議室301

2 出席者

総務課 篠宮課長、片桐副主幹

3 件名

会計年度任用職員制度の導入に伴う職の整理と給与水準等について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 繼続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

○職の区分や給与水準を決定する際の基準は何か。

→総務省から示されているマニュアルと近隣市の状況、現在の給与水準等を踏まえて案を作成した。

○本制度では非常勤職員の報酬額に幅があるが、各課において決定するのか。

→報酬額の決定については各課で行うが、方法については総務課において明示する。

○会計年度任用職員の募集の方法等についても各課で混乱しないよう、実施方法やスケジュールについての案内をしてほしい。

→すでに職員に対しての説明会を実施済みである。庁内で統一的に取り組む事項については、今後も総務課で案内していく。

○多くの職で、新たな給与水準や期末手当の支給により給付総額が増加するが、扶養の範囲内で勤務を希望する者の時間数が減ってしまい、より多くの職員を確保しなければならなくなることが想定される。

→条例の議決後、現臨時・非常勤職員に対する説明会で、扶養から外れた場合の世帯の収入への影響等を説明した上で、扶養の範囲にとらわれず勤務してほしいことを伝える。

○報酬の時給単価が下がる職については、よく協議してほしい。

→担当課にヒアリングした上で、常勤の給料表との整合や職歴を考慮し、現在水準をできる限り維持できるよう設計した。

○職の整理の結果、8節報償費での対応となる職については、個人情報の取り扱いなど懸案となっている事項について引き続き協議すること。

○定員管理への影響は。

→会計年度任用職員は一般職の非常勤職員となるため、影響はない。

○賃金水準が下がる職について慎重に対応することも必要だが、事務・事業の必要性そのものについてもきちんと検討することが重要。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

令和元年8月1日

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 総務部総務課

件名	会計年度任用職員制度の導入に伴う職の整理と給与水準等について																															
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時・非常勤職員は、増加傾向にあり、窓口事務、内部事務、子育て分野様々な分野で活躍し、地方行政の重要な担い手となっている。 ・一般職として任用されるべき者が特別職として任用されているケースがある。 ・従来制度が不明確であり、地方公共団体によって、任用・勤務条件に関する取扱いが区々であるため、臨時・非常勤職員の適切な任用・勤務条件を確保することが求められている。 ・上記の課題の解決を図るため地方公務員法及び地方自治法が改正され、令和2年4月1日に施行される。 																															
付議事案	目的	<p>地方公務員法の改正に伴い、下記について整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員制度の導入による臨時・非常勤職員の適切な任用・勤務条件の確保 ・特別職非常勤職員の任用の厳格化に伴う、会計年度任用職員等への必要な移行 																														
	対応方策	<p>【条例・規則の制定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例・規則を整備する。 ・会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則を整備する。 <p>【関係条例の一部改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員は、一般職の非常勤職員となるため育児休業等の関係条例の一部改正を行う。 ・特別職非常勤職員の任用要件の厳格化に伴う特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例を改正する。 <p>以上により、臨時・非常勤職員の適切な任用・勤務条件の確保と特別職非常勤職員の任用の厳格化を図る。</p>																														
論点(決定を要する事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・新地方公務員法第3条第3項第3号に掲げる特別職非常勤職員の職の整理 ・会計年度任用職員の給与及び期末手当の水準 																															
部内会議や 関係課等との調整結果 (主な意見・懸案事項)	<ul style="list-style-type: none"> ○行政経営改革の視点を持って事務・事業の整理が必要。 ○8節(報償費)移行職について、保険や個人情報の取り扱い等引き続き整理が必要。 ○不足する職、政策的に必要な職については現在の賃金水準を維持したい。 ○現在の賃金水準が他の職との均衡を保てない職については、任期付職員での対応を検討するとともに、その任期中にその職が行う事務・事業について整理を行うことが必要。 																															
スケジュール	別紙のとおり																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>有無</th> <th>方法(時期)</th> <th>項目</th> <th>有無</th> <th>方法(時期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例規則</td> <td>有</td> <td>条例(規則)制定、条例改正、要綱廃止</td> <td>報道発表</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>議会説明</td> <td>有</td> <td>8/26 全協</td> <td>広報・HP等</td> <td>有</td> <td>説明会</td> </tr> <tr> <td>市民参加</td> <td>無</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>付議書公表</td> <td colspan="2"> <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 (まで) </td> <td colspan="3"></td></tr> </tbody> </table>		項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)	条例規則	有	条例(規則)制定、条例改正、要綱廃止	報道発表	無		議会説明	有	8/26 全協	広報・HP等	有	説明会	市民参加	無					付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 (まで)				
項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)																											
条例規則	有	条例(規則)制定、条例改正、要綱廃止	報道発表	無																												
議会説明	有	8/26 全協	広報・HP等	有	説明会																											
市民参加	無																															
付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 (まで)																															
参考情報	<p>関係法令等</p> <p>地方公務員法、地方自治法</p> <p>関係課</p> <p>全課</p> <p>事業費</p> <p>千円 (うち特定財源) 0 千円)</p>																															

会計年度任用職員制度の導入に 伴う職の整理と給与水準等につい て

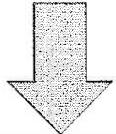
令和元年7月 総務課人事係

1. 会計年度任用職員制度導入の経緯

臨時・非常勤職員の現状

地方公務員の臨時・非常勤職員が増加し、教育、子育て等様々な分野で活用され地方行政の重要な担い手となっており、任用を繰り返すケースも多く見られる。

(白井市の臨時・非常勤の人数：371人(H30 特別職除く))



課題①

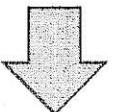
これまでの地方公務員法では、一般職の非常勤職員について明確な規定がなかったり、臨時職員についても、任用を繰り返すことで、事実上正職員と同様の勤務形態を適用させることを想定していない。

課題②

労働者性の高い非常勤職員に対し、期末手当の支給ができない。
(同一労働同一賃金となっていない)

課題③

特別職非常勤職員は、本来専門性が高い者等が対象であり、地方公務員法が適用除外となっているが、専門性が必ずしも高いといえない者が特別職非常勤職員として任用されているケースがあり、守秘義務等の地方公務員法が適用されていない。



地方公務員法改正(令和2年4月1日施行)

- ① 臨時の任用職員、特別職非常勤職員の任用要件を厳格化
- ② 一般職非常勤職員の新たな仕組みを設ける。

会計年度任用職員

- 一般職の非常勤職員として、「会計年度任用職員(パートタイム・フルタイム)」に関する規定を設け、その採用方法や任期等を明確化
- 期末手当等を含め、給付に関する規定を整備
- 条件付採用期間の明記 等

2. 職の整理

(1) 特別職非常勤職員 の任用要件の厳格化

○ 地方公務員法第3条第3項で特別職を規定しているが、そのうち、第3号の職について整理を行う。

(第1号は、議会の議決や同意が必要な職、第2号は法令又は条例等により設けられた委員及び委員会等の構成員の職で臨時又は非常勤の職、第3号の2は、投票管理者等選挙関連の職)

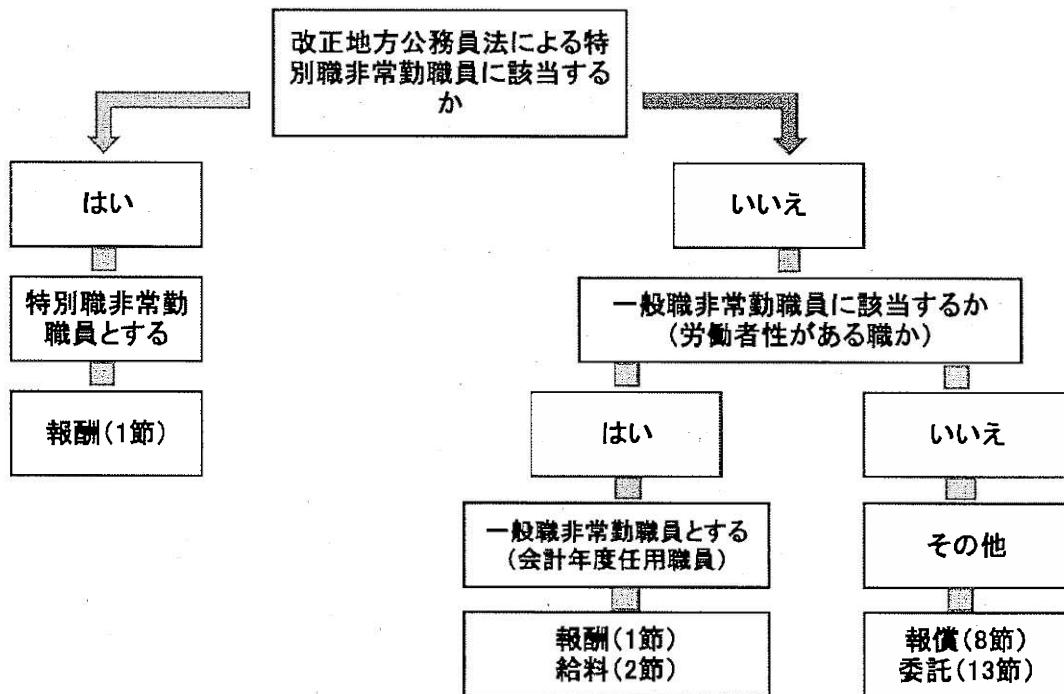
【第3号に該当する職】

専門性に基づき、以下の事務を行う職

助言	顧問、参与、学校評議員等
調査	統計調査員、介護保険法第194条第1項に基づき調査(保険審査会の審理のための調査)を行う者等
診断	学校医、学校歯科医等
総務省令で定める職	斡旋員

※ 消費生活相談員やスクールカウンセラー等は特別職とならない。

特別職非常勤職員の職の整理の方法は下の図に示すとおり。



【労働者性の判断(担当課とのヒアリングを実施済み)】

労働者性については、以下の4点から総合的に判断するものとする。

① 過の勤務日数及び時間(多いほど労働者性が高い)

※職全体として期末手当支給対象週15.5時間(総務省マニュアル)を目安とする。

② 職員との応対の有無及び頻度(高いほど労働者性が高い)

③ 定例的な業務内容であるか(業務内容が定例的であるほど労働者性が高い)

④ 業務が指揮命令下にあるか(業務内容が指揮命令下にあるほど労働者性が高い)

白井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例に規定する
職ごとの区分

① 第2条第1号(別表第1)

改正地方公務員法第3条第3項第1号 (教育委員会等)

② 第2条第2号(別表第2)

改正地方公務員法第3条第3項第2号 (白井市行政経営有識者会議の委員等)

③ 第2条第3号(別表第3)

改正地方公務員法第3条第3項第3号の2 (投票管理者等)

④ 第2条第4号(別表第4)

A. 改正地方公務員法第3条第3項第3号の特別職非常勤職員

B. 一般職非常勤職員

C. その他

職名	区分	節	区分される理由
産業医	A.特別職非常勤職員	1節	診断
交通指導員	C.その他	8節	労働者性低
社会福祉法人会計指導監査員	A.特別職非常勤職員	1節	診断
家庭児童相談員	B.一般職非常勤職員	1節又は2節	労働者性高
福祉施設サービス苦情相談員	C.その他	8節	労働者性低
障害者就労支援員	B.一般職非常勤職員	1節又は2節	労働者性高
保育園医	A.特別職非常勤職員	1節	診断
保育園歯科医	A.特別職非常勤職員	1節	診断
家庭的保育事業等会計指導監査員	A.特別職非常勤職員	1節	助言
ひとり親家庭自立支援員	B.一般職非常勤職員	1節又は2節	労働者性高
生活保護嘱託医	A.特別職非常勤職員	1節	診断
認知症初期集中支援サポート医	A.特別職非常勤職員	1節	助言
市医	A.特別職非常勤職員	1節	診断
市歯科医	A.特別職非常勤職員	1節	診断
食生活改善推進員	C.その他	8節	労働者性低
母子保健推進員	C.その他	8節	労働者性低
生活環境指導員	C.その他	8節	労働者性低
職業紹介相談員	B.一般職非常勤職員	1節又は2節	労働者性高
消費生活相談員	B.一般職非常勤職員	1節又は2節	労働者性あり
学校支援アドバイザー	B.一般職非常勤職員	1節又は2節	労働者性あり
学校薬剤師	A.特別職非常勤職員	1節	助言
学校評議員	A.特別職非常勤職員	1節	助言
学校医	A.特別職非常勤職員	1節	診断
学校歯科医	A.特別職非常勤職員	1節	診断
教育相談員	B.一般職非常勤職員	1節又は2節	労働者性あり
適応指導教室指導員	B.一般職非常勤職員	1節又は2節	労働者性高
社会教育指導員	B.一般職非常勤職員	1節又は2節	労働者性高
市史編さん委員	A.特別職非常勤職員	1節	②の特別職 (附属機関条例)
スポーツ推進委員	A.特別職非常勤職員	1節	②の特別職 (スポーツ基本法)
介護予防推進員	C.その他	8節	労働者性低
介護相談員	C.その他	8節	労働者性低

(2) **臨時的任用職員** の任用要件の厳格化

下記のような緊急時や臨時の職に関し、正規の任用の手続きを経るいとまがないときに、特例として認められるもの。

- 災害発生時に正規の職員を補充するまでとりあえず要因を充足する必要がある場合
- 臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される職に関する場合

※ 現在雇用予定なし

(3) **会計年度任用職員**

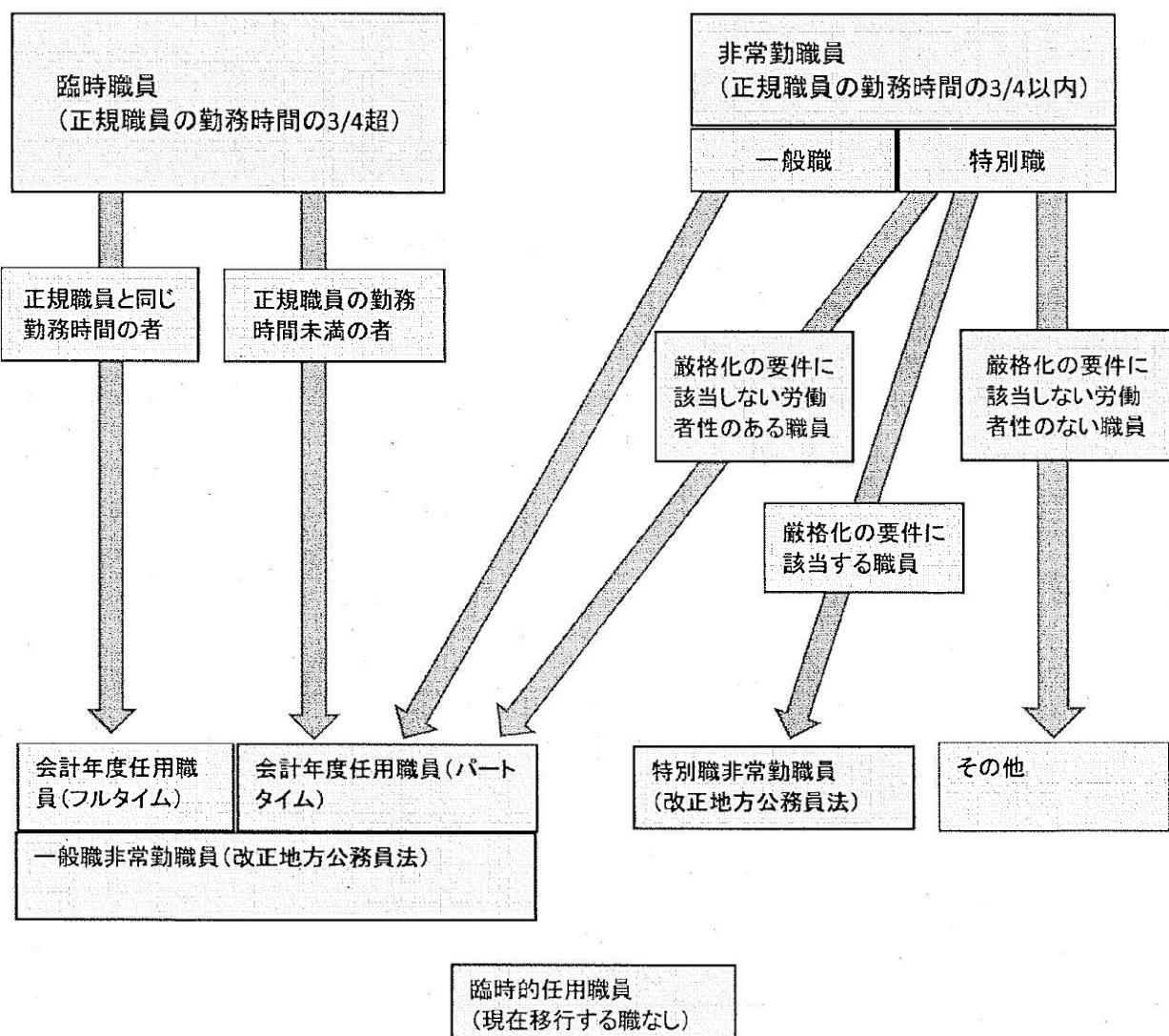
- (1) 以外の職員で、労働者性のある職員

(例) 事務補助員、保育士 等

(4) **その他の職員**

- (1) (3) のどちらにも該当しない労働者性の低い職員が行う業務は、報償費(8節)等を検討。

現在の職全体の整理のイメージ



3. 会計年度任用職員の給与水準等

○ 給料及び報酬

フルタイム… 給料を支給。

給料水準は類似する職務に従事する正規職員の属する職務の級の初号級の給料月額を基礎として定める。

パートタイム… 報酬を支給。

報酬水準は、同種の職務に従事するフルタイムの会計年度任用職員の水準と均衡をとり、勤務の量に応じて支給する。

なお、会計年度任用職員の給料水準については、下記事項を踏まえ、担当課と協議したうえで、総合的に判断している。

- ① 職務に従事する常勤職員の職務の級の初号給の給料月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術等の要素を考慮して定めるべきとされていること。(他の職種との均衡を図ること。)
- ② 一般職非常勤職員の単価設定は他市均衡により決定することが一般的であること。
- ③ 国会の付帯決議において、会計年度任用職員制度への移行に当たっては不利益が生じることなく適正に勤務条件を確保することが示されていること。



上記を勘案した結果、常勤職員の給料との均衡、他の職との均衡、近隣市との均衡、現行賃金水準の維持を念頭に検討を行った。ただし、現在の賃金水準から他との均衡が図れない職については、その職が行う事務・事業の継続や実施主体について、行政経営改革の視点から整理することを前提に、任期付職員での対応を検討。(任期期間中に整理する。)

○ 期末手当

6ヶ月以上の勤務かつ週当たり15時間30分以上の勤務を目安として手当を支給。

1.3ヶ月分を6月と12月に支給(合計2.6ヶ月分) 総務省マニュアルによる

○ その他、通勤手当、費用弁償、地域手当等を支給

別紙

項目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和2年1月	2月	3月	4月
	上 中 下											
1. 臨時・非常勤職員の実態把握												
2. 任用、勤務条件等の検討・確定					●							
3. 特別職非常勤職員の任用の適正確保に向けた 検討・確定					●							
4. 職員説明会（正規職員）			6/17/18		●							
5. 各課ヒアリング (特別職非常勤、会計年度任用職員の確認) (給与水準の確認)				7/9,10,16								
6. 決議会議					●							
7. 関係条例（案）を議会へ上程						●						
8. 会計年度任用職員へ移行する職員等への説明会							↔					
9. R2年度会計年度任用職員の募集・採用 (各課対応)								↔				
10. 会計年度任用職員管理システムの導入									↑			